

委提第2号

北本駅西口駅前広場改修事業の修正と事業の促進を求める決議

会議規則第14条第2項の規定により、北本駅西口駅前広場改修事業の修正と事業の促進を求める決議を次のとおり提出する。

平成22年6月21日 提出

建設経済常任委員会委員長 現王園 孝 昭

北本市議会議長 加 藤 勝 明 様

北本駅西口駅前広場改修事業の修正と事業の促進を求める決議

北本駅西口駅前広場整備事業は、これから約半世紀にわたり、市民の共通財産となる社会インフラを整備する政策です。政権交代で廃止が決まった国の有利な交付金（まちづくり交付金）制度を、改修の事業予算として積極的に確保する市の姿勢は、評価すべきであり、完成後約35年が過ぎた西口駅前広場の再整備を行うことは、最少の投資で事業を実現するチャンスであると考えます。

一方、改修事業を白紙撤回した場合、将来の駅前広場改修費用は全額北本市の負担となる可能性が強いほか、既に交付された交付金返還の可能性も指摘されます。長年議論を尽くし、複数年にわたる関係予算の議決に従い進められている本計画を突如白紙撤回することは、民主主義の原則に反するものであり、将来に対する責任の放棄です。

私たちは、これまで議会の場において同事業に関する決議や要望を行うなど、終始一貫して市民の声を聴き、議会の責任を果たしてまいりました。

いま大切なことは、交通政策、税・財政政策、成長戦略など、さまざまな政策を総合的に判断することで、少子高齢社会にあっても持続的発展が可能となるような北本駅西口駅前広場改修事業の推進です。

よって、北本市は、北本駅西口駅前広場改修事業を下記のとおり修正し、事業を促進すること。

記

1. 駅広場内への市営駐車場確保、西口駅前交差点の改良など、計画の修正を行うこと
2. 交通結節点としての機能を高めると共に、中心市街地活性化に配慮すること
3. 市民の代表、行政、関係機関、専門家などが参加する協議会を設け、計画の総合的な調整を図ること

以上、決議する。

平成22年6月21日

北本市議会